

埼玉県孤独・孤立対策に係る普及啓発動画広報業務仕様書

この仕様書は企画提案書作成用である。

企画提案競技後、県は契約先候補者と協議を行い、協議が整った際は仕様書を契約先候補者の企画提案内容に合わせ修正の上、契約を締結する。

1 業務名

埼玉県孤独・孤立対策に係る普及啓発動画広報業務

2 契約期間

契約締結日から令和9年2月15日(月)まで

3 目的

本県において、より孤独感が高い傾向にある現役世代(20代～40代)を中心に、SNS等で普及啓発用動画(※)を配信することで、孤独・孤立対策の取組への関心を高める。また、「困ったときに支援を求めることは良いこと」というメッセージを発信し、声を上げやすい社会づくりを目指す。

※配信する普及啓発用動画

<https://www.youtube.com/watch?v=IA07mnLSij0>

<https://www.youtube.com/watch?v=9WLSTYmW0z8> (ショート動画)

4 業務の内容

(1) 埼玉県孤独・孤立対策に係る普及啓発動画の配信

受注者は、次のアからオを踏まえて、既存の動画を配信する。また、配信結果を分析したレポートを提出すること。

ア 広報媒体(SNS、ウェブサイト等)、広告回数等について、より孤独感が高い傾向にある現役世代(20代～40代)を中心に広く発信できるメディアを選定すること。

イ ターゲットに的確に情報を届け、動画の途中で離脱されないよう対策を施すこと。

ウ 配信期間は令和8年12月を中心に1か月程度とし、動画の視聴回数が40万回以上とすること。

エ 配信広告から埼玉県孤独・孤立対策ポータルサイトへ遷移した数(クリック数)が1,000回以上とすること。

オ 配信期間中複数回効果検証を行い、よりターゲットに効果的な広報となるよう工夫すること。

(2) 完了報告書の提出

配信結果を分析した報告書をまとめ、発注者に提出すること。

5 成果物の納品

受注者は、成果物を発注者へ提出するものとし、提出方法は下記のとおりとする。な

お、成果物の納品日の一週間前までに発注者の確認を受けること。

- (1) 成果物
 配信結果の分析レポート
- (2) 納品先
 埼玉県福祉部福祉政策課
- (3) 納品日
 令和9年2月15日(月)まで

6 成果物に関する権利の帰属

- (1) 本件受託において、著作権、肖像権等の取扱いには十分注意すること。
- (2) 本件に使用する映像、イラスト、写真等について第三者が権利を有するものを使用する場合、第三者との間で発生する著作権その他知的財産権に関する手続きや使用料等の負担と責任は全て受注者が負うこと。
- (3) 本件受託の履行に伴い発生する成果物等に対する著作権等は埼玉県に帰属する。
- (4) その他、著作権等で疑義が生じた場合は、別途協議の上、決定するものとする。

7 業務報告

- (1) 発注者は、必要があると認めるときは、受注者に対して、受託業務の業務内容の報告を求め、又は、必要な指示をすることができる。
- (2) 受注者は、受託業務の遂行が困難になった場合には、速やかに発注者に報告するとともに、その指示を受けなければならない。

8 業務実施にあたっての留意事項

- (1) 本業務の遂行に当たっての再委託については、以下のとおりとすること。
 - ア 本業務の全部又は一部を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ書面により発注者の承諾を得た場合は、この限りではない。
 - イ 発注者により再委託が承諾されたときは、受注者は再委託先に対して本業務に係る一切の義務を遵守させるものとする。
- (2) 受注者は、本業務の実施に当たり、関係法令、条例及び規則等を十分に遵守すること。
- (3) 本業務に関して知り得た秘密をみだりに他に漏らし、又は本業務以外の目的に使用してはならない。契約期間が終了し、又は契約が解除された後においても同様とする。
- (4) 本業務を通じて取得した個人情報の適切な管理のために、必要な措置を講じるものとする。受注者が取り扱う個人情報については、発注者である県の保有する個人情報として個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）の適用を受けるものとする。
- (5) 受注者は、本業務の履行に当たり、自己の責めに帰すべき事由により発注者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。
- (6) 受注者は、本業務の履行に当たり、受注者の行為が原因で利用者その他の第三者に損害が生じた場合には、その賠償の責めを負うものとする。